

<資料②>

誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権

侵害状況に対する責任問題

ここまで、とりあえず 2010 年度用として愛媛県教育委員会と今治市教育委員会が採択した扶桑社版教科書が、多くの不当、不適切な記述を掲載しているにもかかわらず、検定に合格していた事実を具体的に指摘し、文科省や各教育委員会の対応の不当性、違法性を明らかにしてきた。本件が法廷で争われているものである以上は、違法性をめぐる議論に傾倒することは、ある程度やむをえない。

しかし、本件はあくまでも学習教育の健全さを追及するためのものでなければならぬ。この観点に立脚した時、誤記が残存している教科書が、その点を不問のまま採択されたことの最悪の影響を受けるのは、その教科書で学習させられる生徒たちであるという重大な問題点が忘れられては、ならないはずである。

しかし、ややもすると「つくる会」系の扶桑社および自由社の教科書検定と採択をめぐる従来の議論、法廷等の争いでは、この問題点への対応が忘れられがちとなっている。今回の 2009 年度採択をめぐる争いでも、採択という行政行為の違法性の存否が主たる議論の対象となっている。

その一方で、誤記等不適切な記述が多数あると判明していながら採択された教科書は、すでに 2010 年度と 2011 年度に入学した中学生に渡され、それによる学習が強要されている。不適切記述が多数ある教科書を使用させられているという事実が、次第にそれら中学生たちにも認識されつつある。

そうした欠陥教科書と指摘されながら、それを自分たち中学生に使わせようとした関係者たちは、中学生を侮辱し、人間としての尊厳を傷つけていることに気づいていないと、中学生は気づくはずだ。現に、2 年目に入ったこの状況下で中学校生たちの大人不信の念は急速に深まっていると、予想される不適切な採択の責任の所在の明確化は、同じことの再発防止のために、不可欠である。同時に、こと教育問題は一般的な議論の間も、日々の教育の営為は休みなく継続されているのであり、問題点に対しては予防的措置と共に対症療法的措置も講じていかなければならない。生徒にとっては一生に一度しかないその時々々の教育に、どれだけ大人社会が最善を尽くしているかで、大人への信頼度を判断することになる。

本件の場合、ここで指摘している不適切な記述、明らかな誤記を多数含む教科書を使用させられている現下の中学生の不条理な状況を、いかに迅速に改善するか、それが大人社会としての焦眉の急務であることを、ここに指摘しておきたい。

そのためにも、本件の場合に限らず、愛媛県内の昨今の教科書問題における法廷等での争いにおいて示された司法および行政側関係者等の判断の多くが、いたずら

に形式論に終始し、こうした大人社会としての中学生に対する責務履行に不可欠な、現実的対応の必要性を重視する観点を欠いていることは、きわめて遺憾というほかない。

その意味において、本件に対する司法判断では、こうした大人社会のこれまでの責任回避、怠慢、欺瞞等のくり返しや継続を許さない、毅然とした総括が提示されることを切望する。

以下、そうした大胆な決断の時が今であることを証拠だてるものとして、積年の誤記実態の例示を進めることにする。

(今治市教育委員会による 2009 年度中学歴史・公民教科書採択取り消し住民訴訟に提出された琉球大学名誉教授・高嶋伸欣氏の「意見書」より抜粋)